

## 入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定より、下記のとおり公告する。

令和6年5月9日

石巻地区広域行政事務組合  
理事長 石巻市長 齋藤正美

記

### 1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 宮城県東部消防指令センター指令システム・デジタル無線整備業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 支払条件 完成払（部分払 有、前金払 無）
- (5) 入札方法 制限付き一般競争入札（入札前資格審査型）を適用

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札日（開札日）において、次に掲げる全ての要件を満たしているものであること。
  - ア 石巻地区広域行政事務組合の運営に関する条例に基づく石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の「役務」に宮城県内の本店、支店、営業所のいずれかで登録されている者
  - イ 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの主要機器の製造者であること。
  - ウ 過去10年間に元請として総務省消防庁が定める消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号消防長官通知）に定める高機能消防指令センター総合整備事業のⅡ型以上の共同消防指令センターを構築した実績を有する事業者であること。
  - エ 過去に上記ウの業務に従事した実績を有する者で、契約期間において、全体の進行を管理し、納期、成果品の品質等に対して総括責任者として本業務に専任できる者を配置できること。
- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- ア 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
- イ 令第167条の4に該当する者
- ウ 石巻地区広域行政事務組合の運営に関する条例に基づく石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- カ 同一の総括責任者を、重複して複数の業務の総括責任者に配置予定とする場合において、他の業務を落札したことにより、配置予定の総括責任者を本業務に配置することができなくなった者。
- キ 石巻地区広域行政事務組合の運営に関する条例に基づく石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- ク 契約全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに不適当な相手方に該当するおそれがある者

### 3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札前資格審査用一般競争入札参加申請書の提出期限	令和6年5月22日（水） 正午 必着	石巻地区広域行政事務組合 総務企画課 財務係 〒986-0844 石巻市重吉町8番地20 （石巻広域クリーンセンター1階） <b>※郵送の場合</b> <u>「一般書留」又は「簡易書留」</u>
入札参加資格の審査結果の通知	令和6年5月27日（月）	ファクシミリ又は電子メールにより通知
入札日（開札日）	令和6年5月31日（金） 午前10時	石巻地区広域行政事務組合 4階小会議室 （石巻市重吉町8番地20 石巻広域クリーンセンター内）

仕様書等の閲覧及び複写	令和6年5月9日(木)から5月31日(金)まで	石巻地区広域行政事務組合 1階 情報公開コーナー ※ホームページで公開 <a href="https://www.ikouiki.or.jp/info">https://www.ikouiki.or.jp/info</a> ※ホームページに掲載している仕様書の他に参考図面を情報公開コーナーに設置します。 ※閲覧期間中、次のところで有料で複写することができる。 ㈱コアシステム 石巻市大街道西一丁目2番51号 電話番号 0225-95-6283
仕様書等の貸出		※希望者は事前に総務企画課財務係へ連絡のこと(申込順に各時間1社とします)。 貸出時間 (1) 午前9時～午前11時30分 (2) 午後1時～午後2時30分 (3) 午後3時～午後4時30分 ※閲覧のみは予約不要
仕様書等に対する質問の受付	令和6年5月9日(木)から5月16日(木)午後3時まで	総務企画課財務係へファクシミリ(0225-96-3578)又は電子メール( <a href="mailto:zaimu@ikouiki.or.jp">zaimu@ikouiki.or.jp</a> )にて提出すること。
質問への回答	令和6年5月22日(水)午後3時 (閲覧期限は5月31日(金)まで)	石巻地区広域行政事務組合ホームページに掲載する。 <a href="https://www.ikouiki.or.jp/info">https://www.ikouiki.or.jp/info</a>

- (注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻地区広域行政事務組合の休日定める条例(平成元年石広条例第3号)に規定する休日は、施設内での仕様書等の閲覧等を行うことはできない。
- 2 施設内での仕様書等の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。)とする。
- 3 入札公告の開始日から仕様書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、仕様書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は、閲覧図書等で仕様書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

#### 4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、次に掲げる申請書類各1部を郵送（一般書留又は簡易書留）若しくは総務企画課財務係への持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- (1) 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）
- (2) 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの主要機器の製造者であることが確認できる書類、カタログ等
- (3) 共同消防指令センター構築実績調書（別記様式第2号）
- (4) 配置を予定する総括責任者に関する調書（別記様式第3号）

#### 5 入札参加資格の審査結果通知

- (1) 入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。
- (2) 上記(1)に示す「制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書」を交付された者であっても、開札前までは入札を辞退することができる。  
なお、入札を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

#### 6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

#### 7 最低制限価格について

設定しない。

#### 8 入札の回数

- (1) 入札の回数は、初度の入札及び再度の入札を合わせて3回を限度とする。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することはできない。また、再度の入札で無効となった場合も同様とする。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約により契約を締結する。

#### 9 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に

掲げる者のした入札は無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

## 10 落札者の決定

- (1) 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合には、入札前に委任状を提出するものとする。
- (2) 入札を行った者のうち、予定価格以下で最低の価格を提示した者を落札者とする。
- (3) 郵便及び電報による入札は、認めない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者は見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を、消費税及び地方消費税に係る免税業者は見積もった契約希望金額から当該金額の課税部分に係る消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を、それぞれ入札書に記載すること。

## 11 入札結果の通知

本入札の結果が確定した場合は、その結果を電子メール等で入札参加者へ通知する。

## 12 契約保証金に関する事項

契約規則第25条及び第26条の規定による。

## 13 配置予定の総括責任者の確認

落札決定後、当初申請した配置予定の総括責任者（以下「配置予定総括責任者」という。）について配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、落札決定後、この業務に当たって、配置予定総括責任者を変更できるのは、病休、死亡、退職等を極めて特別な理由に限る。また、該当理由により、やむを得ず変更する場合は、前記2(1)エに掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定総括責任者と同等以上の者を配置しなければならない。

## 14 契約条項等

本業務委託契約（製造の請負）については、石巻地区広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年石広条例第7号）第2条の規定により組合議会の議決を必要とするため、組合議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

## 15 その他

- (1) 石巻地区広域行政事務組合の運営に関する条例に基づく石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）を遵守すること。

[https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/03\\_koujitou\\_nyusatsu\\_sankakokoroe.pdf](https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/03_koujitou_nyusatsu_sankakokoroe.pdf)

- (2) 落札者は、この業務に係る契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 前記(2)の規定による損害賠償金は、本組合に生じた実際の損害額が前記(2)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げない。前記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が前記(2)に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (4) 詳細又は不明な点については、総務企画課財務係へ照会のこと。

担当：総務企画課財務係

電話：0225-96-3101 FAX：0225-96-3578

電子メール：zaimu@ikouiki.or.jp